

NHK受信料を支払わない方法を教える党

(略称：NHK党)

NHK受信料支払い マニュアル

令和3年3月6日

原案・監修

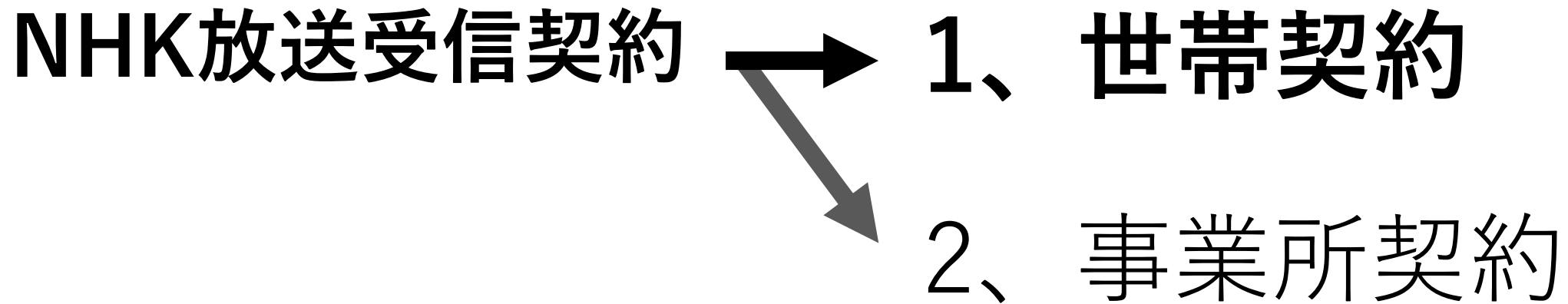
： 立花孝志NHK党党首

スライド作成

： 森山英樹

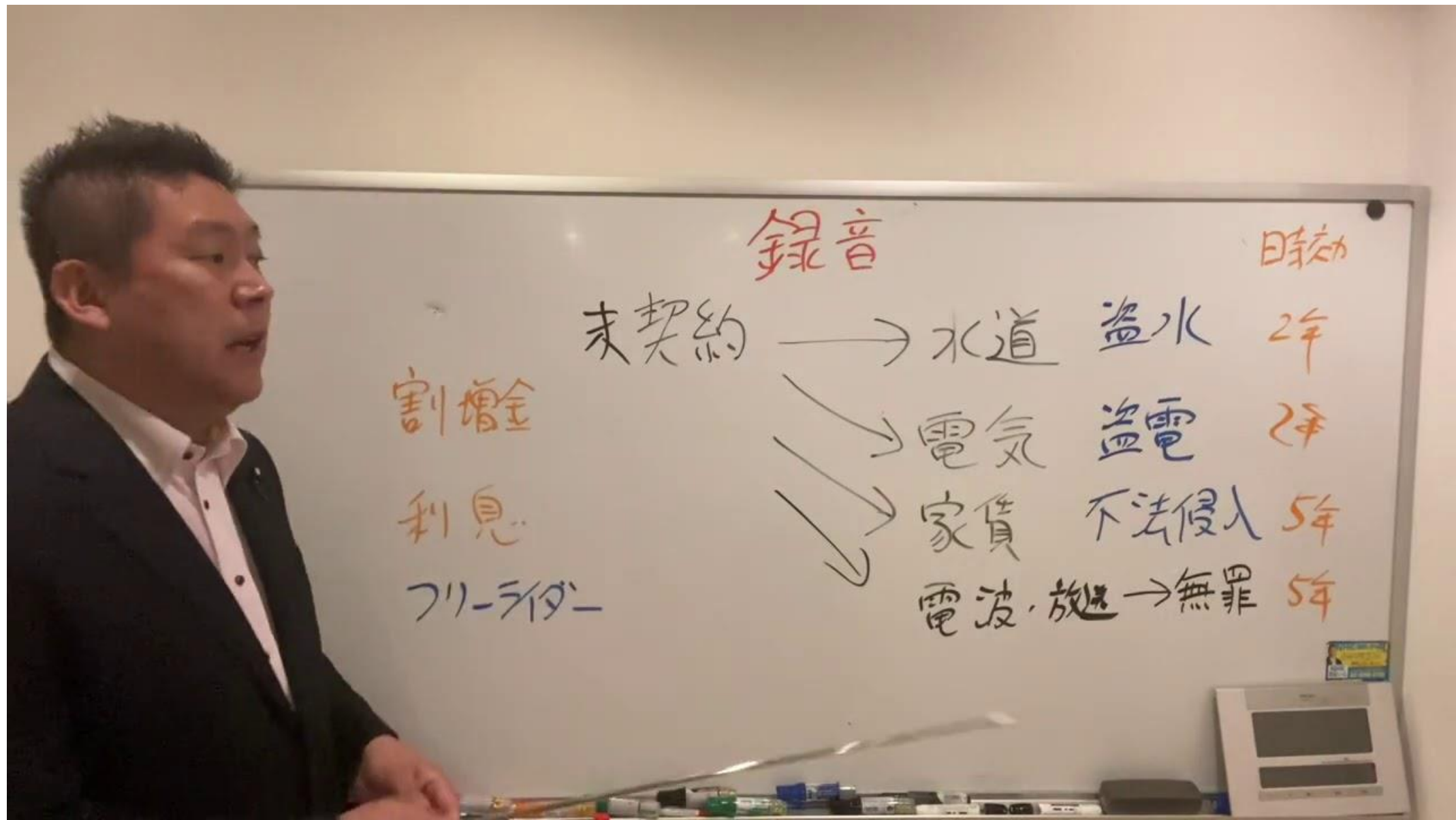
NHK党

世帯契約向けのマニュアルです



NHK党は、
NHKを見ていない人に、
NHKと放送受信**契約を締結し、**
不払いすることを
おススメしています。

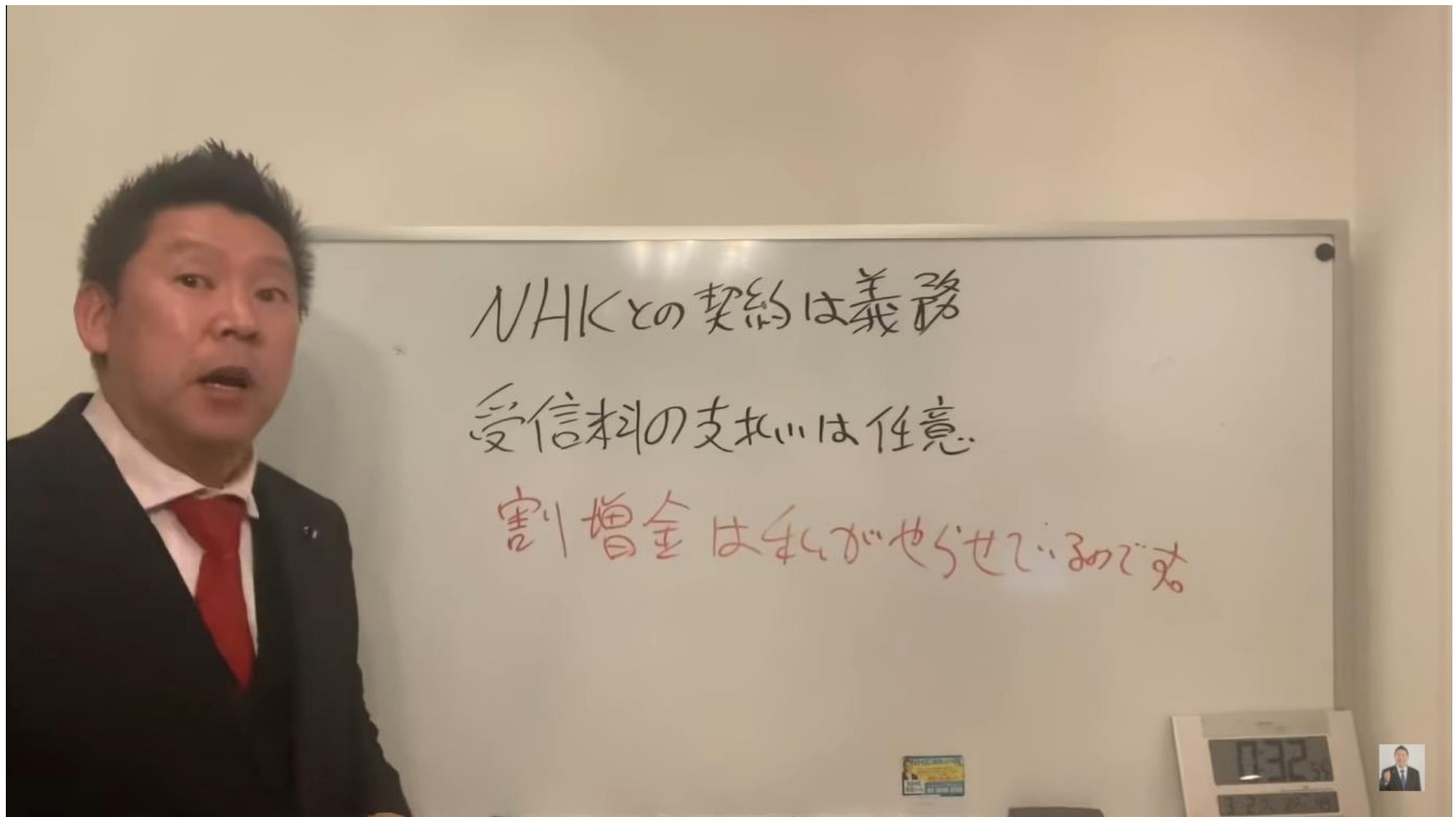
NHK党



NHK受信料は契約して不払いの方が安心出来る理由
2020/11/27 <https://youtu.be/2uOEZ6Rdw-k>

NHK党

法律上（放送法）、
契約の義務はあっても
支払いの義務はありません。



NHK未契約者への割増金導入について

2021/03/02 <https://youtu.be/b6oDYSGr04I>

NHK党

NHKを視聴できるようになったら契約しましょう

放送法 第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

「設置」ではなくてもNHKが視聴できるなら契約の義務があります

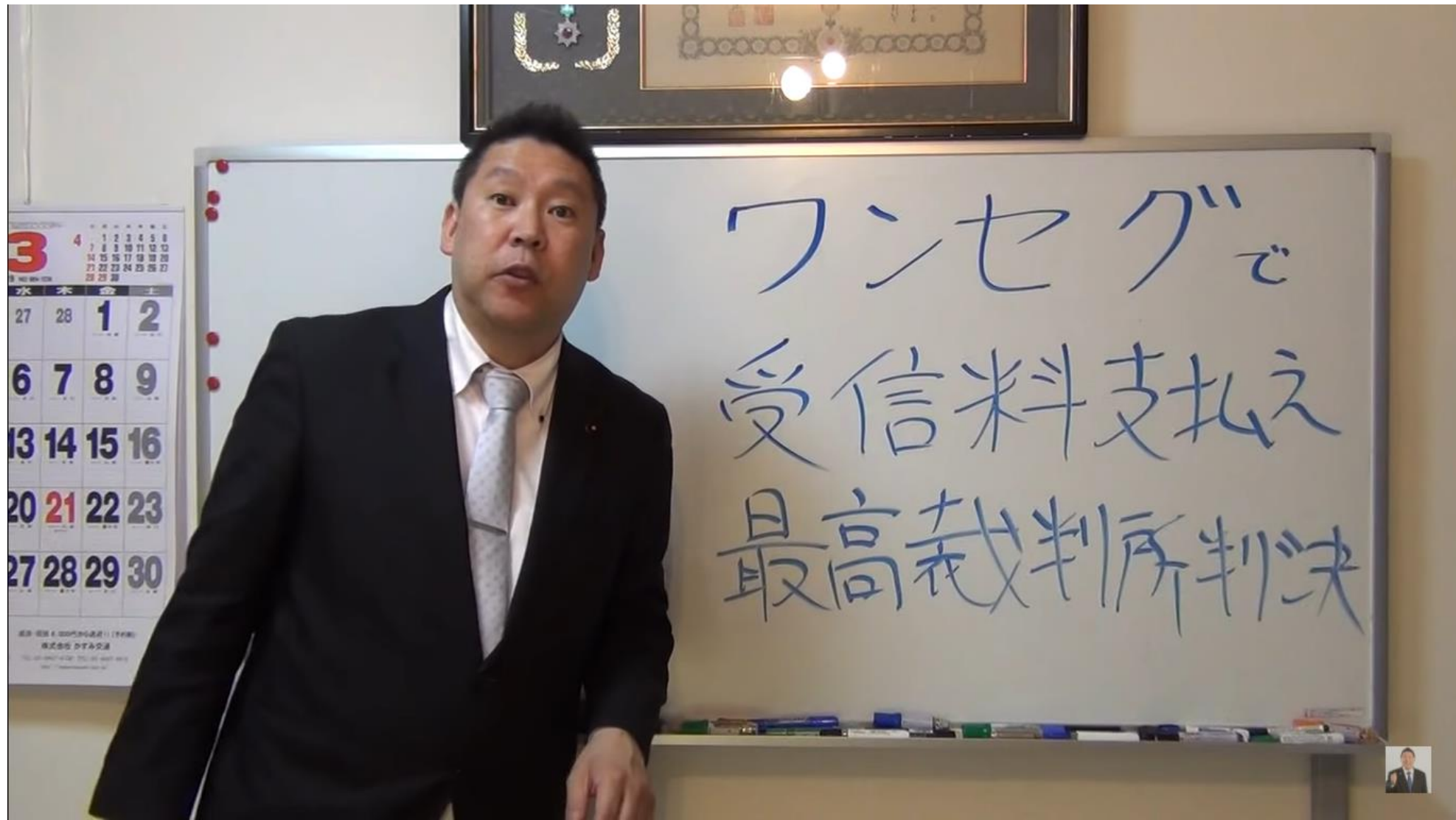
- 家庭用テレビ
- 携帯型ポータブルテレビ
- テレビチューナー付きのカーナビ
- テレビチューナー付きのパソコン
- ワンセグ機能付き携帯
- その他、テレビが視聴出来るスマートフォンやタブレット

Phoneが好きすぎる元Apple社員ももかさんのブログから引用 引用知らないと怖い！

『一部のiPhone』を持っているだけでNHKの受信料を払う義務あり！

<https://tonarino-iphone.com/trouble/nhk-zyushinryou>

NHK党



【ワンセグ携帯も義務】

確定 = NHK受信契約、上告退ける - 最高裁
2019/03/13 <https://youtu.be/fhUP9-lqGi0>

NHK党

民法の大原則「契約の自由」

しかし、

NHK受信**契約義務**規定は合憲

平成29年12月6日**大法院判決**

受信契約締結承諾等請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/281/087281_hanrei.pdf

NHK党

テレビ等を持っている人が正当な理由がなく受信契約の申込みをしなかった場合、NHKは**割増金**を徴収することが出来ます。

令和3年2月26日 放送法の一部を改正する法律案
https://www.soumu.go.jp/main_content/000734732.pdf

令和3年2月26日（金）定例閣議案件
<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2021/kakugi-2021022601.html>

NHK党

法律上の義務を果たし、NHKと放送受信契約をしていれば、受信料を5年を超えて支払っていても、**消滅時効を援用することが出来る**ため、5年分を越える受信料を支払う必要がなくなります。

未契約では消滅時効の援用は出来ません。

平成26年9月5日 **第二小法廷判決**
放送受信料請求事件

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/446/084446_hanrei.pdf

NHK党

法律上、

契約の義務はあっても

支払いの義務はありません。

法律上、NHK受信料の支払いは義務ではありません

第203回国会 参議院 総務委員会 第4号
令和2年11月26日 議事録より

片山虎之助参議院議員

「皆さんは嫌かもしれぬけど、**支払を義務付けるべきだ**と思いますけれども、
いかがですか、会長」（次頁へ続く）

法律上、NHK受信料の支払いは義務ではありません

第203回国会 参議院 総務委員会 第4号
令和2年11月26日 議事録より
(前頁からの続き)

前田晃伸NHK会長 「先生の御主張はよく理解できますが、私はNHKの会長になって改めて考えました。NHKが受信料という大変難しい制度の上に成り立って、それで、視聴者とコミュニケーションしながら、かつ努力をして契約をしてもらうという、もう物すごい努力をしているんですけども、**支払義務化をという形で強制的に支払う形になったら何が起こるか**というのを考えました」 (次頁へ続く)

法律上、NHK受信料の支払いは義務ではありません

第203回国会 参議院 総務委員会 第4号

令和2年11月26日 議事録より

(前頁からの続き)

前田晃伸NHK会長 「ざっくり言って、NHKは、要するに痛いところ、弱みがゼロになります。黙っていてお金入る仕組みになって、視聴者コミュニケーションとか、要するにいろんな、今現在一日何千件といういろんな方々の御意見を集めるシステムがありますが、僕は、その努力がなくなるんじゃないかと心配しているんです。これで本当によろしいんでしょうかと。お金は黙って入ってきて、放送番組だけ作ればいいというような、そういうスタイルになって、私は必ずしも幸せではないと思っています」

(次頁へ続く)

法律上、NHK受信料の支払いは義務ではありません

第203回国会 参議院 総務委員会 第4号 令和2年11月26日 議事録より
(前頁からの続き)

前田晃伸NHK会長 「全国でネットワークをつくって、全国でサービスをするというこの立て付けで一生懸命やっている、営業も物すごく苦勞して確かにやっていますけれども、その営業努力、一言で言いますとアキレス腱全くなくなって、自動的にお金が入ってくるシステムになって、今のNHKよりもっと良くなるという自信は私はございません」

NHK受信料支払いは
法律上、義務ではありません。
「任意」です。

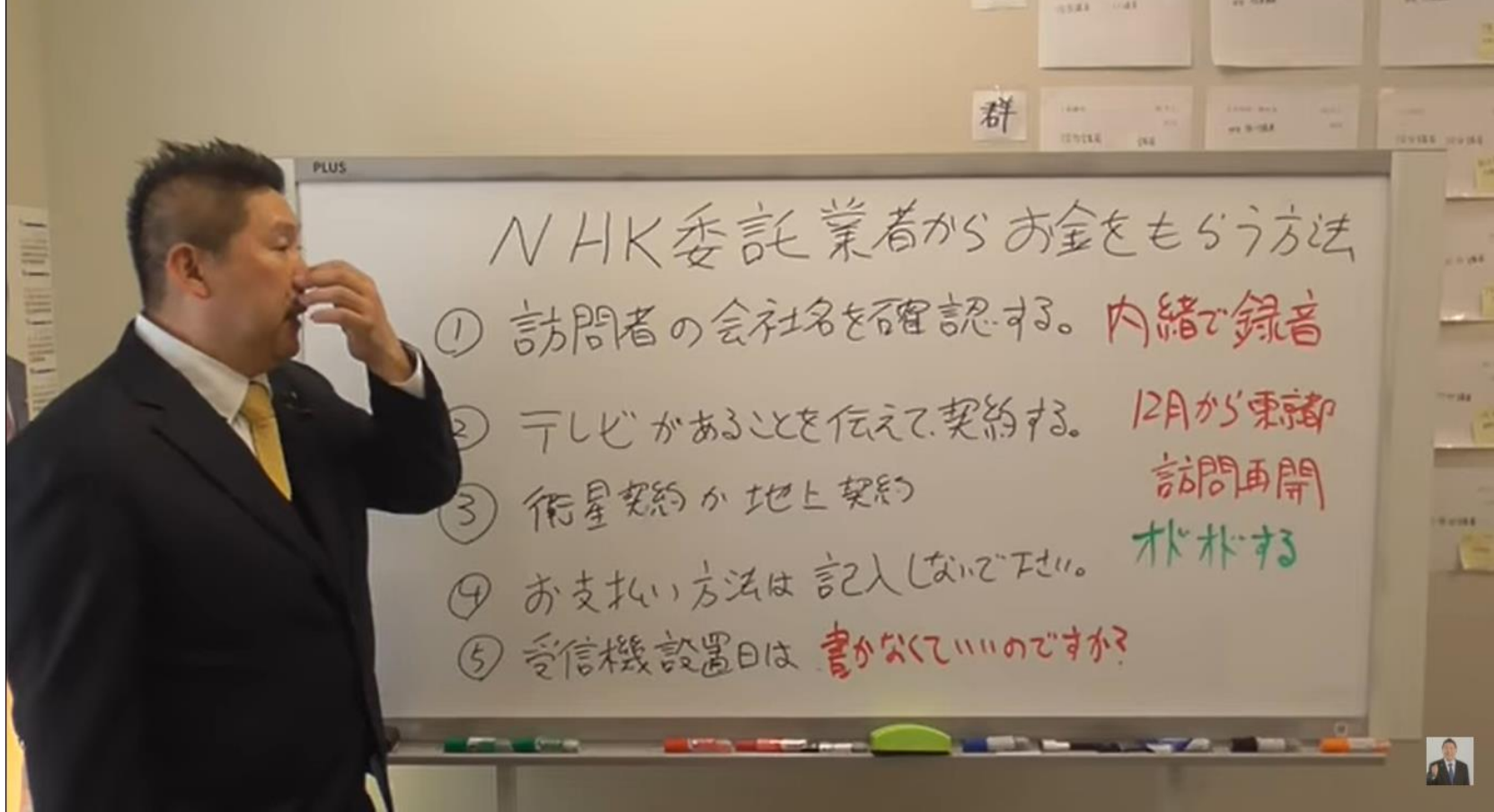
NHKと未契約の方へ

NHK集金人が来たら内緒で**録音**してください。

「**受信機**（テレビ等）の**設置日**どのように書いたら良いのですか？**割増金**はいくらですか？」と質問してください。

お支払方法は選択せずに契約してください。

後日**振込用紙**が郵送されてきますが**無視**してください。



NHK訪問員からお金をもらう方法
弁護士法違反の証拠録音をゲットせよ！

2020/11/25 <https://youtu.be/iuNKXGwNPRA>

NHK党

NHKと契約済の方へ

口座振替、クレジットカード継続払いから、
継続振込へ変更してください。

後日**振込用紙**が郵送されてきますが**無視**してください。

お問い合わせ先：NHK党コールセンター
営業時間 9:00-23:00
電話番号 03-3696-0750



支払いは契約上の義務になります

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての**契約**は、次の条項によるものとする。

日本放送協会放送受信**規約**

（放送受信料**支払いの義務**）

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

契約上支払いの義務はありますが、
**法律には受信料を支払えとは書いて
ありません。** 契約よりも法律が優先
されます。

NHKを見てもいいのなら
受信料を支払う必要は
ありません。

反社会的勢力のような存在に集金行為をさせているNHKに受信料を支払う必要はありません。



【先行公開】 次のNHK党のNHKでの政権放送はこれです。このNHKの犯罪が4月の参議院補欠選挙の政見放送としてNHKで放送されます。

2021/02/25 <https://youtu.be/NVj7YCnWmY8>

NHK党

NHKと契約し不払いをした場合、
裁判（民事）に訴えられる可能性が
あります。

ただし、不払いをしても放送法上、
罰則はなく**犯罪にはなりません。**

NHKと契約し不払いをした場合、
裁判（民事）に訴えられる可能性が
あります。

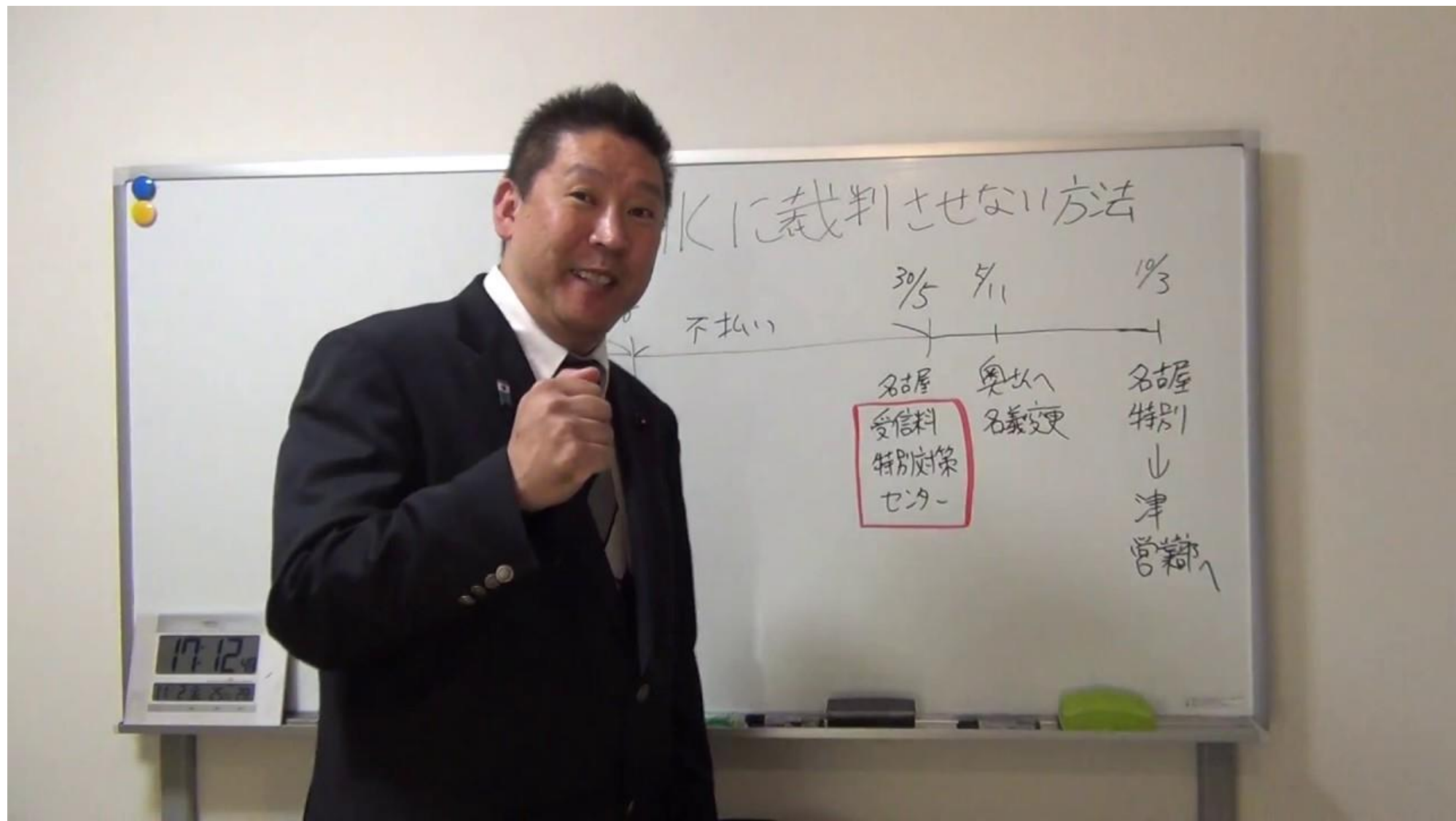
ただし、その確率は約**0.3%**です。

NHKと契約し不払いをした場合、
裁判（民事）に訴えられる可能性が
あります。

ただし、**名義変更**すれば訴えられる
可能性はほぼなくなります。

お問い合わせ先：NHK党コールセンター
営業時間 9:00-23:00
電話番号 03-3696-0750

NHK党



NHKと契約して不払いの方、
確実に裁判されない方法がみつかりました。

【名義変更】 2018/11/02 <https://youtu.be/fbhTeZo3qhM>

NHK党

NHKと契約し不払いをした場合、裁判（民事）に訴えられる可能性があります。

ただし、NHK集金人が**受信機**（テレビ等）の**設置日**をテレビ等の設置日にさかのぼるよう説明せず、空欄にするよう指示した場合、放送法64条3項違反で契約無効になります。そのため、集金人との会話は録音しておいてください。

NHKと契約し不払いをした場合、**NHK集金人（委託会社職員）が訪問**してきて支払いを求める可能性があります。

ただし、**NHK撃退シール（無料）を貼っておくとNHK集金人が来なくなる可能性が極めて高くなります。**

NHK撃退シールお申込み先：NHK党コールセンター
営業時間 9:00-23:00
電話番号 03-3696-0750

NHK党



最新2020年版 NHK受信料を支払わない方法

【NHKをぶっ壊す！】

2020/01/20 <https://youtu.be/uUwC5wt9VOY>

NHK党

NHKと契約し不払いをした場合、**NHK集金人（委託会社職員）が訪問**してきて支払いを求める可能性があります。

NHK集金人訪問時は**録音**してください。

支払いは**拒否**してください。

それでも**支払いを要求した場合は弁護士法第72条違反**です。

不法行為に対して**損害賠償請求**することが出来ます。

お問い合わせ先：NHK党コールセンター

営業時間 9:00-23:00

電話番号 03-3696-0750

NHK党

NHKと契約し不払いをした場合、**NHK集金人が訪問**してきて支払いを求める可能性があります。

NHK集金人訪問時は**録音**してください。

退去を命じてください。

それでも**退去しない場合は不退去罪（刑法130条）**です。
不法行為に対して**損害賠償請求**することが出来ます。

お問い合わせ先：NHK党コールセンター

営業時間 9:00-23:00

電話番号 03-3696-0750

NHK党

裁判で負けて支払い命令が出ても払わなくて大丈夫 現にNHKも払ってません

契約が問題なく成立し、裁判に訴えられた場合、支払い命令が出る場合があります。

その場合でも、無視してください。

受信料、裁判費用等の支払い命令が出ても、裁判所から出頭命令が出てから支払えば大丈夫です。

現に、**NHKは私立花孝志に負けた裁判の費用を支払っていません。**

参考情報 ベーリーベスト法律事務所弁護士コラム

【令和2年4月1日施行】民事執行法の改正内容を弁護士が解説

<https://saiken.vbest.jp/columns/4283/>

NHK党



N H K に裁判勝ったので、
裁判費用払えって直接 N H K に乗り込みました④

2018/10/25 <https://youtu.be/ZwB-V8MFEPi>

NHK党

NHKに訴えられたらNHK党にご連絡ください

裁判費用、弁護士費用等をあなたに代わって負担いたします。受信料等支払い命令が出て、それらをお支払いになった場合、「立花孝志ひとり放送局」で取材させていただきます。受信料と同額を出演料としてお支払い致します。

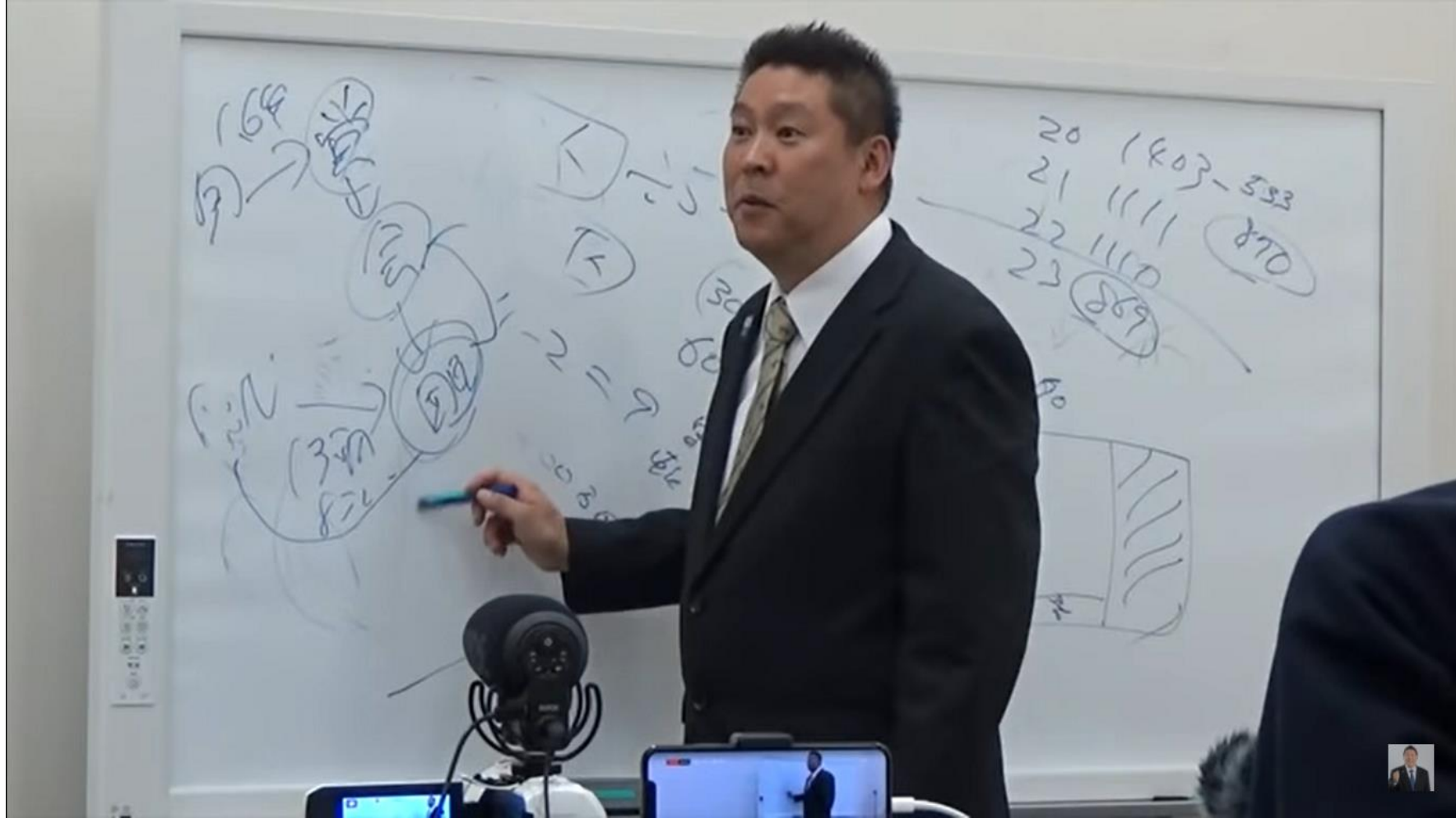
ご連絡先：NHK党コールセンター

営業時間 9:00-23:00

電話番号 03-3696-0750

NHK党

NHKの裁判で負けた方を救済する方法を説明しました



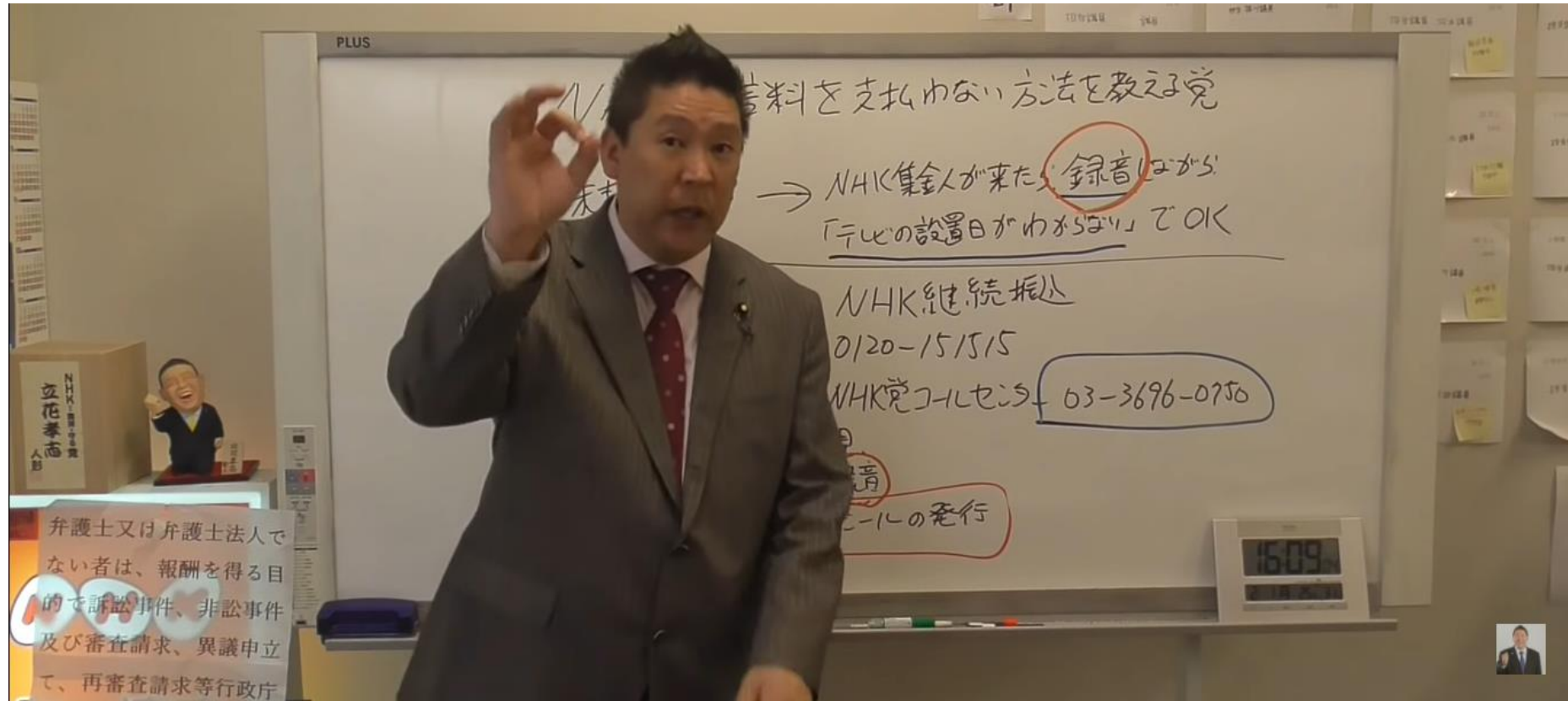
1:03:53 【党首会見】です。

フリーランス、YouTuber、一般の方と話をしました。

<https://youtu.be/5yHepCuJDOE?t=3833>

NHK党

このスライドをすべて理解していただく必要はありません
NHK党コールセンターに相談すれば良いのだということだけ
ご理解、ご記憶いただければ**OK**です



N H K 受信料を支払わない方法を教える党の公約と
N H K 受信料不払い安心シールの新規発行 2021/02/01

<https://youtu.be/kcaLinbRiE>

NHK党

NHK党党首立花孝志

Twitter <https://twitter.com/tachibanat>

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC80FWuvIAtY-TRtYuDocfUw>

ブログ <https://profile.ameba.jp/ameba/nhkto/>

NHK党

Twitter <https://twitter.com/nkokutou1>

ホームページ <https://www.nhkkara.jp/>

コールセンター

NHKに関するさまざまなご相談について、専門のオペレーターが対応致します。

また、国民の皆様のさまざまなご相談・お困り事・ご意見を承っております。(生活保護・子供のいじめ問題など)

営業時間 9:00-23:00

電話番号 03-3696-0750

NHK党